外郭団体の見直しに関する指針

平成17年10月



目 次

1	•	指針策定の目的 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
2	•	対象とする外郭団体 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
3		取組み期間 2
4		外郭団体の方向性
5		市の関与のあり方 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
6		外郭団体における取組み (
7	•	監視体制
8		情報

1. 指針策定の目的

外郭団体は、住民福祉の向上、地場産業の振興など様々な行政需要に対し、民間の資金や人材、経営ノウハウを生かしながら、行政で行うよりも柔軟で、かつ効率的・効果的なサービス提供を目的とし設立され、これまで行政の補完的、代行的な役割を担ってきた。

しかしながら、長引く景気の低迷や行政を取り巻く社会環境の変化に伴い、外郭団体の経営不振や破綻、また、民間事業者や NPO 法人による市民サービスの提供が進み、外郭団体自体の存在意義が問われる状況となっている。

特に、公の施設の管理を主たる業務としている団体においては、指定 管理者制度の創設により、早急な対応が求められるところである。

対馬市においては、対馬市行財政改革推進委員会からの最終答申に基づき、現在、行財政全般にわたって改善に取り組んでいるところである。

その中で、本市が主として資本金やこれに準ずる出資等を行っている 外郭団体は、その経営によっては、市財政運営に与える影響が大きいこ とから、今後抜本的に見直すべき課題の一つとされている。

このことから、団体の廃止・存続の方向性の明確化や存続の場合には、 自立した経営体制の実現に向け、より一層の効率的な経営体制の確立を 図るため、市としても、統一的な視点から団体そのものの在り方や団体 への関与のあり方について明らかにすることを目的とする。

2. 対象とする外郭団体

本指針における「外郭団体」とは、原則として、市が25%以上出資し、かつ、出資・出捐額が最も多い団体及び市が継続的に多額の財政支援を行っている団体とする。

なお、団体名については、別途定めるものとする。

3. 取組み期間

平成17年度から21年度までを外郭団体の経営見直し集中改革期間とし、平成17年度中に各関係課において経営見直し計画を策定し、団体の整理統合と自主性・自立性の高い経営改善に向けた取組みを推進する。

4. 外郭団体の方向性

外郭団体は、今日まで機動性、効率性の観点から行政機能の補完・代行として一定の実績を上げてきた。

しかしながら、時代の変化に伴い、事業や団体自体の必要性は変化してきており、設立当時には必要とされた事業であっても、現在は必要性が薄れているもの、設立時に期待した成果が上がっていないもの、民間等で行えるものなどがあるとことから、現状に適した事業や団体の見直しを行っていく必要がある。

このことから、「民間でできるものは民間で」を原則とし、他出資団体とも協議しながら次のとおり見直しを図る。

(1) 見直しの視点

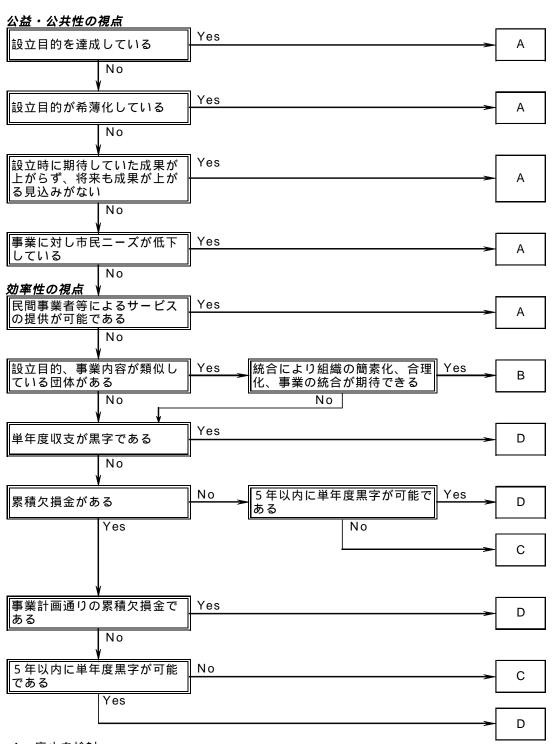
- ア 公益・公共性の視点(事業及び団体の必要性、人的・財政的関 与の必要性)
- イ 効率・機動性の視点(コスト削減、サービス水準の向上)
- ウ 自主・自立性の視点(自助努力、独立採算)

(2) 見直しの方向

- ア 廃止(出資金の引き上げを含む)を検討すべき団体
 - (a) 設立目的が達成、または希薄化しているもの
 - (b) 設立時に期待した成果が上がらず、将来も成果を上げる見 込みがないもの
 - (c) 市民ニーズが低下しているもの
 - (d) 民間事業者やNPO法人等によるサービスの提供が可能な もの
 - (e) 経営が悪化し、かつ中長期的に経営改善が不可能なもの
- イ 統合を検討すべき団体
 - (a) 設立目的及び事業内容が類似しているもの
 - (b) 統合により組織体制の簡素化や合理化、事業の効率・効果 的な執行が期待できるもの
- ウ 経営改善を進めるべき団体

上記のア・イに該当しない団体

外郭団体の方向性診断



A:廃止を検討 B:統合を検討

C:存廃を含めた抜本的な経営改善 D:経営努力を行いつつ継続

5. 市の関与のあり方

外郭団体の経営改善にあたっては、独立採算の原則に基づき、外郭団体が自主的に取組みを行うことが基本であるが、市としても外郭団体が行政の補完・代行的機能を担っている観点から、その公益性や市の責任範囲などを毎年検討し、見直しを行う。

(1) 人的支援

人的支援については、その団体の自主性・自立性を発揮できるように、団体職員の育成・活性化のための取組みを促し、市職員の派遣は必要最小限とする。

なお、職員を派遣する場合には、「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」(平成 12 年法律第 50 号)等を踏まえ、適切に対応する。

(2) 財政的支援

外郭団体は独立した事業主体であり、その経営は、当該団体の自助努力によって行われるべきであることから、原則として、単なる赤字補てんを目的とした支援は行わないこととする。

したがって、外郭団体の自立的な経営努力を促す観点から、次のとおり見直しを行う。

ア 補助金については、対象とする事業の公益性を十分に勘案して、補助金の必要性を精査し、必要最小限とする。

人件費を補助している団体にあっては、行政の補完・代行的な事業に係る最小限度の人件費の補助とする。

イ 委託料について、経費、提供されるサービスを民間事業者等 と比較し、外郭団体が高いときには、委託変更を検討するとと もに、その団体の縮小、廃止も検討する。

特に、公の施設管理委託については、指定管理者制度の趣旨に則り、より十分な比較・検討を行う。

(3) その他

市に準じる給与体系、勤務条件等については、設立目的や事業内容を考慮し、効率性や自主性・自立性を向上させる観点から、独自制度の導入を検討することとし、市は最小限の関与とする。

6. 外郭団体における取組み

外郭団体を取り巻く経営環境は厳しくなってきており、団体においては、今後、健全で自立した経営を目指し、さらなる経営改善や市民ニーズの満足度を高めるための目標を設定し、その目標の実現に向け職員全員で取り組む必要があるため、以下の項目について明確化するよう指導する。

(1) 組織体制の効率化

事業内容や事務量に応じた簡素で効率的な執行体制(非効率な支 所、支部の廃止など)を目指し、事業の効率的な執行に努め、役職 員の削減を進める。

(2) 運営に係る責任体制の明確化

独立した事業体として、自らの責任で事業を遂行するため、経営者の職務権限や責任の範囲を明確化する。

(3) 給与制度の適正化

団体の特性に応じた独自の給与制度を導入する。

(4) 新たな収入の確保

自主・自立的な経営基盤の確立のため、補助金、受託料以外の自 主財源の確保に努める。

(5) コスト削減

健全で自立した経営を目指し、職員はコスト意識を高め、なお一層の経費節減に努める。

(6) 適正な会計処理

法令等に基づき、なお一層、適正な会計処理に取り組むとともに、 厳正な監査に努める。

(7) 経営改善計画の策定

累積欠損金のある団体にあっては、中・長期的な経営改善計画を 策定し、積極的に経営改善に努める。

(8) 自主的な情報公開

団体の透明性及び信頼性の観点から、団体の事業計画や目標など、自主的な情報公開に努める。

7. 監視体制

団体の適切な運営の確保にあたっては、客観的な立場での監査の実施が重要であることから、地方自治法第199条第7項に基づき、毎年、市監査委員による監査を要請することとする。

8. 情報公開

外郭団体の適正な活動の確保と運営の透明性向上の観点から、「外郭団体運営点検評価調書」により、事業内容や財政状況等を毎年、市ホームページ等において公開する。

平成 年度 対馬市外郭団体運営点検評価調書

ľ	4	体	の	概要	1						市担旨	当音	祁 署							
丑		体	名								代 ā	ŧ	者							
所		在	地	₹						·,•			,		i	设立年	度			
資		本	金				千円	うち市の	出資	額				千円 市	i の	出資	額			%
設	立	目	的																	
				(1)																
				(2)																
主	な事	業	内容	, ,																
				(4)																
				(5)																
ľ	役	職	員	の状	況	l										(単1	位:	人)		
				理事	常	勤		うち市	O B	I	うち市派	貴		非常勤			合	計		
	役	員数	女	監事	常	勤		うち市	_		うち市派:	_		非常勤			台	計		
				計	常	勤		うち市	ОВ		うち市派	遣		非常勤			合	計		
				管理職		勤		うち市	ОВ		うち市派	遣		非常勤			台			
	職	員数	女	一般職		勤		うち市			うち市派	_		非常勤			台		_	
_	4		b z	計	常	<u>勤</u> 職員	*-	うち市	ОВ		うち市派: -		任人口	非常勤	는 보		台	計		
L	参	1	Š		日前日本	貝娜貝	žχ					J	貝並特	哉員数('	吊勤)				
ľ	財	務	諸	表】												(単1	<u>位:-</u>	千円)		
			X		分	`		前々年	F度		前年度		本	年度(予	算)		備		考	
				資	産															
貸の	借	対! 状	烈 表 況	負	債															
		-1/1	,,,	· 資	本															
				当期収ん	入合計															
損	益	計貨	事書	当期支出	出合計															
(書	収	支法	央 算)	当期収3	支差額	(-)													
。 の		状	,	前期繰起	越額															
				次期繰起	越額	+														
積	立金	(基	金)	当期積	立金残る	高														
စ		状	淣	うち当其	胡積立額	額														
-													-							
_[市	の	支	出状	況											(単1	位:-	千円、	%)	
	X			分	前々	年度		前年度		本年度	夏(予算)	1		備考	⋚ ([目的、	内容	等)		
補		金																		
	うち	5運	営費剤	甫助																
	_		養養	甫助								╽								
_		料										\perp								
_	の免		咸免)	額								\downarrow								
合		計										\perp								
市	酉休	存率		/								- 1								

【点検評価】

<u> </u>	<u> </u>	
点検視点	点検項目	担当部署の評価
公益・公共性	設立目的が希薄化していないか。	
	設立時に期待した成果が上がっているか。 上がっていない場合、将来 上がる見込みはあるか。	
	市民のニーズの低下した事 業はないか。	
効率性	市又は他の外郭団体と業務 の重複や類似した事業はな いか。	
	民間事業者等によるサービ ス提供が可能な事業はない か。	
	役員及び職員の報酬、給与 は妥当か。 見直しは行われているか。	
	管理経費がかかり過ぎていないか。 コスト削減は行われているか。	
	団体の運営が市費に依存し 過ぎていないか。 自主財源の確保に努めてい るか。	
	団体に対する補助金の必要 性や補助金額は定期的に点 検されているか。	
	委託の必要性、委託事業及 びその算定方法は定期的に 点検されているか。	
組織体制	組織体制の見直しは行われているか。	
	運営に係る責任体制は明確 にされているか。	
	役員数及び職員数は妥当 か。	

_【 今 後 の 方 向 性 】
【 見直しのスケジュール 】

「外郭団体の見直しに関する指針」の対象団体

「外郭団体の見直しに関する指針」の対象とする外郭団体は、次のとおりとする。

(1) 市が25%以上出資し、かつ、筆頭出資である団体

- · 株式会社 対馬物産開発
- ・ 株式会社 対馬国際ライン
- ・ 株式会社 カミレイ
- ・ 株式会社 まちづくり厳原
- · 財団法人 対馬国際交流協会
- ・ 財団法人 厳原愛育会
- · 財団法人 美津島町振興公社
- ・ 財団法人 美津島町担い手公社
- · 財団法人 豊玉町振興公社
- · 財団法人 峰町総合開発公社
- · 財団法人 上県町産業開発公社
- · 財団法人 上対馬町振興公社

(2) 市が継続的に多額の財政支援を行っている団体

- · 社会福祉法人 対馬市社会福祉協議会
- · 対馬観光物産協会